



2024年9月20日

各位

会社名 株式会社 Kids Smile Holdings
代表者名 代表取締役社長 中西 正文
(コード番号: 7084 東証グロース)
問合せ先 経理部長 住野 敬一
(TEL. 03-6421-7015)

臨時株主総会招集のための基準日設定および臨時株主総会の開催、
商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、臨時株主総会を開催すること、商号変更に係る「定款一部変更の件」を2024年12月3日開催予定の臨時株主総会にて付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日について

臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年10月15日を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年10月15日 (火曜日)
(2) 公告予定日 2024年9月30日 (月曜日)
(3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。
<https://www.kidssmile-hd.co.jp/ir/>

2. 臨時株主総会の開催予定日および付議議案について

- (1) 日時 2024年12月3日 (火曜日) 午前10時
(2) 場所 東京都品川区西五反田1-3-8 五反田 PLACE 3階
株式会社 Kids Smile Holdings 大会議室
(3) 決議事項 定款一部変更の件

3. 定款一部変更(商号変更)について

(1) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 Kids Smile Holdings と称し、英文では、 <u>Kids Smile Holdings</u> <u>Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 Smile Holdings と称 し、英文では、 <u>Smile Holdings Inc.</u> と表示 する。

第2条～第43条 （条文省略）	第2条～第43条 （現行どおり）
附則 第1条～第2条 （条文省略）	附則 第1条～第2条 （現行どおり）
（新設）	<u>（商号変更に関する経過措置）</u> <u>第3条</u> <u>第1条（商号）の変更は、2025年1月1日に効力が生じるものとする。なお、本条は、第1条（商号）の変更の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</u>

（2）変更の理由

当社グループは創業以来、次世代を担う子どもたちを育成する保育と幼児教育を主な事業として営んでまいりました。

創業時の社会課題であった待機児童問題は解消へ向かい、女性の社会進出支援も一定の目途がたちつつあります。一方、少子化問題は深刻さを増し、大きな社会課題として引き続きの解決が急務となっております。

その解決にあたり、すでに本年6月21日発表の中期経営計画にある通り、事業領域を幼児教育から広げ、これまでの事業経験やノウハウを活かし「女性への負担が大きい社会の仕組みの改善」「個人と家族の幸せの両立」「少子化の打開」に取り組み、更なる飛躍的成長を目指しているところです。

幼児教育サービスの会社から総合パーソナルケアサービスの会社へと事業領域を広げていくにあたり、当社の商号を「株式会社 Smile Holdings」に変更するものであります。

（3）定款変更の効力発生日

2025年1月1日（水曜日）（予定）

附則を設け、この定款変更の効力発生日は2025年1月1日とし、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

（4）新商号

「株式会社 Smile Holdings」（カブシキガイシャスマイルホールディングス）

以上